

# 国際開発協力関係民間公益団体 補助金交付要綱

(これまでに掲載済みの様式は割愛。)

## 国際開発協力関係民間公益団体補助金交付要綱

### (通則)

第1条 国際開発協力関係民間公益団体補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、同施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、開発途上国の経済・社会・地域開発・民生の安定に資することを目的として、日本国の国際開発協力関係民間公益団体（以下「団体」という。）が、開発途上国において行う開発協力事業を促進し、団体の能力向上を支援するための事業（他の補助金等の交付対象事業を除く。）に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

### (交付の対象及び補助率)

第3条 外務大臣（以下「大臣」という。）は、団体（大臣が別に定める交付対象団体の基準を満す団体に限る。）に係る別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

### (申請手続)

第4条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

### (交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、適正であると認めたときは、速やかに補助金交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知により団体に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際しては必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 団体は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第7条 団体は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、別表に定める軽微な変更を除く。
- 二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、別表に定める軽微な変更を除く。

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 団体は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは様式第4による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第9条 団体は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による補助事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 団体は、補助事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに様式第6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 団体は、補助事業を完了したときは、その日から1か月を経過した日又は交付年度の3月3日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出期限について、大臣より別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定等)

第12条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、団体に通知する。

2 大臣は、団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がなされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第13条 団体は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は、あると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 団体は、補助事業の完了後において、取得財産等を開発途上国の関係民間公益団体等（以下「途上国団体等」という。）に譲渡する場合には、途上国団体等が該当取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運用を図るべき旨の条項を付した契約を途上国団体等と締結するものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 大臣は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 団体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 団体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 団体が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 途上国団体等が、前条第3項に係る契約に明らかに違反したと認められる場合

2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、第1項各号に掲げる事由に基づき、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(財産処分の制限)

第15条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣の定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加額が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産処分を制限する期間は、「補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、外務大臣が別に定める期間は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければならない。

3 団体は、前項の規定により定められた期間中において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 第13条第2号の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業費に係る消費税仕入税額控除の取扱い)

第16条

第4条に規定する補助金の交付の申請書及び事業計画を提出するに当たっては、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額(補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税(以下「消費税等」))に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して大臣に提出しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の仕入に係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

2 補助金事業者は、第11条に規定する補助金事業実績報告書を提出するにあたり、

補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額に相当する額を減額して大臣に提出しなければならない。

3 第1項のただし書きにより、当該補助金の仕入に係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、第11条の補助金事業実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金の仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第9号）により速やかに大臣に報告しなければならない。

4 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の納付

(1) 大臣は、前項の規定により消費税等納付の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の納付を命ずるものとする。

(2) 第12条第3項の規定は、前項の納付を命ずる場合において準用する。

(補助金の経理)

第17条 団体は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 団体は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則（平成元年4月1日）

1 本要綱は、平成元年度の補助金より適用する。

2 この要綱の中で定める各様式の提出部数は、正副各1部とする。

附 則

本要綱は、平成2年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成3年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成4年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成5年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 6 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 7 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 8 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 9 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 1 0 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 1 1 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 1 2 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 1 3 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 1 4 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 1 5 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 1 6 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 1 7 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 1 8 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 1 9 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 2 0 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 21 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 22 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 23 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 23 年 11 月 21 日より適用する。

附 則

本要綱は、平成 24 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 25 年度の補助金より適用する。

附 則

- 1 本要綱は、平成 26 年度の補助金より適用する。
- 2 この要綱の中で定める各様式の提出部数は、正 1 部とする。

附 則

本要綱は、平成 27 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 28 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 29 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 30 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、平成 31 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、令和 2 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、令和 3 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、令和 4 年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、令和5年度の補助金より適用する。

附 則

本要綱は、令和6年度の補助金より適用する。

## 令和6年度国際開発協力関係民間公益団体補助金交付要綱

事業区分	対象経費	補助率等	軽微な変更	
<p>(1) プロジェクト調査事業 NGO自らが実施主体となって行う開発協力事業の案件発掘・形成を目的とした企画・調査、及びNGO自らが実施した開発協力事業に関し現地で行う評価活動。</p>	<p>①研修会等開催費 ②事業担当者等旅費 ③事業担当者等人件費 ④通信費 ⑤事業資料作成・購入費 ⑥事業管理費 ⑦外部監査費</p>	<p>定額 (ただし、大臣が、事業区分ごとに別に定める額の範囲内とする。)</p>	<p>事業区分ごとに配分された補助金額の20%以内の流用の増減 (ただし外部監査費は流用の対象外とする。)</p>	<p>次に掲げる変更(注)以外の変更を軽微な変更という。 (1)事業対象国、地域の変更 (2)実施時期、期間の1か月を超える変更 (3)調査員、講師等派遣の場合 ①人数の増減 ②対象調査員等の変更 (4)事業区分ごとに配分された補助金額の20%を超える流用の増減 (5)事業内容の変更(追加又は削除) (6)補助事業を中止又は廃止するとき</p>
<p>(2) 国内における国際協力関連事業 NGOが日本国内において実施する開発協力支援事業、及びNGOの国際協力活動の拡大・深化に資する講習会、調査、セミナー、シンポジウム等の実施及び参加等。</p>				
<p>(3) 海外における国際協力関連事業 NGOが海外において実施又は参加する、NGOの国際協力活動の拡大・深化に資する講習会、調査、セミナー、シンポジウム等。</p>				<p>(注)すなわち事前に事業変更承認申請を行い、承認を受ける必要がある変更</p>